

○事務局長 それでは皆様、ご起立をお願いいたします。おはようございます。ご着席をお願いいたします。本日は1名の方から欠席届が出ておりますけれども、会議規則第6条の規定により半数を超えておりますので、会議は成立をいたしております。それではただいまより、令和4年度第9回多良木町農業委員会総会を開会いたします。それでは開催に当たりまして会長ご挨拶をお願いいたします。

○会長 (会長挨拶)

○事務局長 ありがとうございました。それでは、会議規則第4条によりまして、会長は総会の議長となり議事を整理するとなっておりますので、これから先は会長よろしくお願ひいたします。

○議長 それでは、座らせていただいて議事を進めさせていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に9番委員、10番委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。日程第2、議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、1ページ目でございます。日程第2、議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり、農地の権利移転等についての許可申請があったので、許可不許可についての意見を決定するものでございます。

(2件の申請について説明)

以上でございます。

○議長 ここで事前調査の報告をお願いいたします。

○5番委員 議案第24号、農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回、2件の申請がありましたが、11月9日に5番私、11番委員、20番委員で調査いたしました。

番号 1 の申請につきましては、先ほど説明された箇所であります、農振農用地区域内農地となります。10a 当たり〇〇円による 10 年間の賃借権設定となります。許可の判断につきましては、第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件に該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。番号 2 の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となります。10a 当たり〇〇円による 10 年間の賃借権設定となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件に該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

○議長 ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして日程第 3、議案第 25 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、日程第 3、議案第 25 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和 4 年第 10 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による別紙計画書について、11 月 2 日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

○議長 この件に関しまして、議事参与の案件がございました。本件については私と 13 番委員が議事参与の案件でございますので、退席をお願いいたします。その間の議事の進行を職務代理にお願いします。

○2 番職務代理者 それでは、会長が退席をされましたので、代わりに議長を務めさせていただきます。座って議事を進めたいと思います。それでは日程第 3、議案第 25 号、多良木町農

用地農用地利用集積計画に対する意見決定について、説明をお願いします。

○係長 (議事参与者分の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法

第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○2番職務代理者 ただいま、事務局より退席された方の説明がありましたが、このことにつき

ましてご質問等ございませんか。それではお諮りします。退席された方の議案につきまし

てご異議はありませんか。異議なしと認め退席された方の議案を決定します。決定されま

したのでこれで議長の席を退席させていただきます。

○議長 職務代理には大変お世話になりました。続いて、残りの案件について説明をお願いい

たします。

○係長 (残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法

第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○議長 残りの案件について事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。

異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして日程第4、議案第

26号、非農地証明願に対する判断についてを議題といたします。本件について事務局より

説明をお願いいたします。

○係長 それでは4ページ目でございます。日程第4、議案第26号、非農地証明願に対する判

断について、下記内容のとおり、非農地証明願があったので農地法第2条第1項に規定す

る農地に該当するか否かについての判断を行うものでございます。

(2件の申請について説明)

以上で説明を終わります。

○議長 続いて、事前調査の報告をお願いいたします。

○20番委員 それでは、事前調査の報告を行います。11月9日に5番委員、11番委員、20番、

事務局より係長の4名で事前調査を行いました。番号1につきましては、農振除外地で地

目は畠です。栗の木が生えていますが長期間にわたり管理されておらず、林地となってい

る状況でした。農地への復元については、人力または農業用機械での耕起・整地が困難で

あると思われます。よって、熊本県が定める非農地証明事務処理要領の非農地証明基準の

(ア) 「その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整

備が著しく困難な場合」に該当すると思われますので、農地法第2条第1項に規定する農

地ではなく、非農地として判断できると考えます。続きまして、番号2につきましては、

農振除外地で地目は畠ですが、長期間にわたり管理されておらず、木や雑草が生い茂って

いる状況でした。農地への復元については、人力または農業用機械での耕起・整地が困難

であると思われます。よって、熊本県が定める、非農地証明事務処理要領の非農地証明の

基準の(ア)「その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な

条件整備が著しく困難な場合」に該当すると思われますので、農地法第2条第1項に規定

する農地ではなく、非農地と判断できると考えます。以上で事前調査の報告を終わります。

○議長 ただいま、事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意

見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はあり

ませんか。異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第5、

議案第27号、地籍調査事業による農地等の地目変更に対する意見決定についてを議題とい

たします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、議案の7ページをお願いいたします。日程第5、議案第27号、地籍調

査事業による農地等の地目変更に対する意見決定についてでございます。多良木町地籍調査事業による農地等の地目変更について、多良木町長より別紙のとおり照会があったので意見を決定するものでございます。別紙を見ていただきたいと思います。右上に日程第5、議案第27号と書いてある紙です。会長宛てに町長より地籍調査事業による農地転用協議についてということであっております。このことについて、地籍調査作業規程準則第29条及び運用基準第15条に基づき、地籍調査を実施した結果、調査区域大字多良木の一部及び大字黒肥地の一部において、農地転用をされている箇所がありましたので、農業委員会の意見を求めるということです。地籍調査の実施区域ですけれども、裏面のほうに赤枠で囲つてあるところが協議を求められている地区でございます。大字多良木字境田、掛畠、田村崎、上鶴羽、下鶴羽、植木、京塚、松下、百太郎、上赤坂、下赤坂、大字黒肥地字仁原川、大坪、宮田、山下、井手詰、桝形の17字です。今回の地籍調査でこの地区が1,162筆ございました。1,162筆で、面積が45.27haです。そのうち、協議対象を筆数として農地が農地以外の用途に利用されている土地が233筆ありました。また、農地以外の土地が農地として利用されている土地が27筆ございました。これにつきましては、地目が田や畑であっても現況が山林や宅地でも現況主義で地籍調査は行いますので、地目を変更することができることで法律で決まっております。農地が農地以外の用途に利用されている土地の233筆ですけれども、主なものが長狭物、国道や町道、球磨川、仁原川、こういったものに地目が変わっているのが136筆ございました。宅地については52筆、山林が27筆、雑種地が12筆、ため池が1筆、その他が5筆ということで233筆となっております。その中の宅地につきましては追跡調査を行いまして、農地法が出来ましたのが、昭和27年10月21日なんですけれども、それ以前に建設されたものにつきましては農地法の規定の適用は受けないとなっております。宅地の52筆のうち18筆が農地法の施行日以前に建設をされて

おりました。それ以後に建設されたものが34筆ありましたけれども、転用の申請を出されていたのが2筆だけとなっておりました。転用の許可証を調べましたところ、昭和48年からの転用申請につきましては受付台帳がありますので調べられるんですけれども、昭和48年から前の分につきましては、多良木町につきましては昭和34年からの転用の許可申請の綴りがございます。ただこれがなかなか多くて、調査が出来なかつたものもあるということになっております。先ほど申しましたように地籍調査につきましては現況主義ということで、地目の変更が出来ますので協議を出された部分につきましては、それでいいんじゃないでしょうかということで、事務局としては考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいまの案件について事務局より説明がございましたが、皆さん方何かご意見はございませんか。ないようでしたら、農業委員会としては地籍調査の現況通りと認めるということでおろしいでしょうか。続きまして日程第6、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。事務局より説明お願いします。

○係長 それでは8ページ目でございます。日程第6、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告についてでございます。令和4年9月27日から令和4年10月25日までの分となっております。

(内容説明)

以上で報告を終わります。

○議長 ただいま、事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。ないようでしたら報告を終わります。続きまして、日程第7、次回総会に伴う事前調査委員の指名をいたします。次回の総会に伴う事前調査の日程ですが、12月9日金曜日午

前 9 時から行いたいと思います。調査委員に 6 番川越委員、7 番源島委員、12 番西野委員を指名したいと思いますが、御三方ご都合はよろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

総会は 12 月 12 日月曜日 15 時から多目的研修センターの 2 階で計画をしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。よろしくお願ひします。以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。議事録につきましては、支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

○事務局長 これをもちまして令和 4 年度第 9 回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。

お世話になりました。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記